

## (2) 歳 入 確 保

番号	項 目	取 組 内 容	取 組 み の 実 施 時 期	取 組 状 況 及 び 今 後 の 予 定			担 当 部 局 ・ 室 課
				検 討	方 針 決 定 等	実 施	
1	府有財産の活用と売却	○保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	随時	(府有財産の活用と売却)			財務部 財産活用課  (住宅まちづくり部 住宅経営室)
				(～22年度) ・売却財産の掘り起こしを行うため、府有地の1割程度(147件)を抽出調査(活用可能割合約27%〔40/147〕) ・この結果を踏まえ、21年度末を目途に全府有地(約1,400件)について、活用可能財産の有無を確認、調査結果の取りまとめ、公表 ・体制整備、関係機関等と売却等に向けた調整 (23年度～25年度) ・売却可能財産について取組みを進める  <b>【効果額】</b> (23年度効果額) 売却 4,630百万円(うち府営住宅整備基金積立額3,740百万円) 貸付 2百万円(うち府営住宅整備基金積立額 2百万円) (24年度効果額) 売却 12,017百万円(うち府営住宅整備基金積立額7,517百万円) 貸付 4百万円(うち府営住宅整備基金積立額 4百万円) (25年度見込額) 売却 15,689百万円(うち府営住宅整備基金積立額9,909百万円) 貸付 4百万円(うち府営住宅整備基金積立額 4百万円)  ※府営住宅は24年度から特別会計へ移行していますが、用地の売却額や基金積立額は従前の考え方を踏まえて算定しています ※「貸付」の増収効果額は、新たな貸付分のみを記載しています  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			
2	基金の活用	○活用可能財産として掘り起こした未利用地の売却益(府営住宅整備基金に積立)は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用  ※ 府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要 ※ なお、府営住宅は24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要	随時	(府営住宅整備基金の活用)			住宅まちづくり部 住宅経営室  (財務部財政課)
				<b>【効果額】</b> (23年度効果額) 売却・貸付、積立 435百万円、計画修繕活用額 435百万円 (24年度効果額) 売却・貸付、積立 678百万円、計画修繕活用額 678百万円 (25年度見込額) 売却・貸付、積立 2,590百万円、計画修繕活用額 1,911百万円  ※計画修繕活用額を効果額として計上  ※府営住宅は24年度から特別会計へ移行していますが、基金の活用は従前の考え方を踏まえて算定しています  <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">実施済</div>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
3	債権管理の強化対策	<p>○府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「債権特別回収・整理チーム」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく</p> <p>(目標の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権の回収・整理の目標設定(税外滞納債権の圧縮額等)は、債権回収・整理計画策定後に設定(22年11月)</li> <li>なお、府税債権の滞納については、22年度に繰り越した滞納額220億円(個人府民税を除く)を3年間で一掃できるよう、22年度は40%圧縮(22年度 圧縮見込額88億円)を目標とする。</li> </ul>	随時	<p>(滞納債権管理の強化対策&lt;債権回収・整理計画策定等&gt;)</p> <p>・22年11月に「大阪府債権回収及び整理に関する条例」を制定し、前年に引き続き25年度債権回収・整理計画を策定・公表した。今後、この計画に基づき債権の回収及び整理に積極的に取組む</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22年度に繰り越した滞納額(府税含む)は342億円 ⇒回収・整理により106億円(府税含む)の圧縮を目標 ⇒取組みの結果、127億円を圧縮</li> <li>23年度に繰り越した滞納額(府税含む)は308億円 ⇒回収・整理により106億円(府税含む)の圧縮を目標 [23年度債権回収計画] 目標額: 回収 8,312百万円 / 整理 2,244百万円 ⇒取組みの結果、125億円(府税含む)を圧縮 処理額: 回収9,944百万円 / 整理2,571百万円</li> <li>24年度に繰り越した滞納額(府税含む)は274億円 ⇒回収・整理により105億円(府税含む)の圧縮を目標 [24年度債権回収計画] 目標額: 回収8,098百万円 / 整理2,382百万円 ⇒取組みの結果、112億円(府税含む)を圧縮 処理額: 回収8,922百万円 / 整理2,322百万円</li> <li>25年度に繰り越した滞納額(府税含む)は267億円 ⇒回収・整理により103億円(府税含む)の圧縮を目標 [25年度債権回収計画] 目標額: 回収8,090百万円 / 整理2,182百万円 ⇒10月31日現在、55億円を圧縮 処理額: 回収4,771百万円 / 整理694百万円</li> </ul> <p>【滞納債権の回収目標額】</p> <p>(23年度取組額) 改革プラン目標 4,300百万円 (24年度取組額) 改革プラン目標 5,100百万円 (25年度取組額) 改革プラン目標 3,900百万円</p>			財務部 税務局税政課
				実施済			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
4	宝くじ発行に関する検証と見直し	<p>○宝くじの発行のコストの徹底検証や配分ルールの見直しを求め、地方公共団体へのさらなる還元を図る</p> <p>(今後の取組み)</p> <p>○宝くじ発行に伴うコストの徹底検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝くじ発行にかかるコスト及び普及宣伝費の内容を精査し、必要性を検証</li> </ul> <p>○宝くじ発売額の配分ルールの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発売額の一部が、国が所管する公益法人を通じて地方公共団体等に分配される複雑な交付形態等について見直し</li> </ul>	随時	<p>(宝くじ発行に関する検証と見直し)</p> <p>○23年度見直し内容(H22.12 全国自治宝くじ事務協議会で議決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託銀行販売経費11.5%⇒11.4%、普及宣伝費2.7%⇒1.3%</li> <li>収益金39.8%⇒40.7%(当せん金46.0%⇒46.6%)</li> <li>複雑な交付形態等の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 助成金の交付を受けた公益法人が、さらに当該助成金を一般市町村等に交付する仕組みの廃止</li> <li>⇒ 発売団体が宝くじの収益金から分担金を支出している公益法人への助成は廃止</li> <li>⇒ 発売団体向け助成は廃止のうえ、収益金に一元化</li> <li>⇒ 発売団体による助成事業へのガバナンス強化のため監督PTを設置</li> <li>⇒ 宝くじファンへの還元として、一部当せん金へ配分</li> </ul> </li> </ul> <p>○見直しの経過</p> <p>(22年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国自治宝くじ事務協議会内に「宝くじ普及宣伝事業検証PT」を設置(大阪府もPTメンバーとして参画)</li> </ul> <p>(22年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「宝くじの改革に向けて」【大阪府の提言】を知事名で発信</li> <li>普及宣伝費の手法や効果を検証のうえ解体的に見直し受託銀行の販売経費の縮減</li> </ul> <p>(22年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国自治宝くじ事務協議会において宝くじ普及宣伝事業の見直しについて議決</li> </ul> <p><b>【効果額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>23年度効果額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額690百万円</li> <li>24年度効果額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額529百万円</li> <li>25年度見込額 宝くじ収益金率見直しによる 府への還元額515百万円</li> </ul>			財務部 財政課
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施済</div>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
5	課税自主権の活用 (超過課税及び法定外税)	<p>○不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、23年度中にとりまとめを行う</p> <p>(今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税自主権の活用について検討する際には、受益と負担の対応関係や、新たな税負担に見合う行政サービスかどうか等に留意する必要があります。</li> <li>・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、23年度中に取りまとめます。</li> <li>・ こうした府独自の取組みとあわせて、国に対して、地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境の整備を求めています。</li> </ul>	23年度中	(課税自主権の活用)			財務部 税務局税政課
				<p>○課税自主権の活用検討 (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学識経験者6名からなる「大阪府課税自主権活用研究会」を22年12月20日に設置した</li> <li>・ 課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について研究し、23年中に報告書をとりまとめる</li> </ul> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23年7月「中間とりまとめ」を行い、課税自主権を活用する場合の受益と負担の考え方や、税収の使途の考え方について示した</li> <li>・ 府知事の全国知事会議での発言を契機として、23年8月に全国知事会に課税自主権プロジェクトチームが設置された</li> </ul> <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中間とりまとめ」で示された考え方を踏まえ、具体的必要性に応じ、課税自主権の活用の検討等を行っていく</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">実施済</p>			

番号	項目	取組内容	取組みの実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
6	使用料・手数料の見直し	<p>○受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検する</p> <p>○使用料・手数料は、フルコスト(※)計算による原価を基本とするが、それ以外の手法で積算を行う場合は、その理由を明示するとともに、適宜、運用の実態を点検する。 (※)直接的な経費のほか、人件費、維持管理費など</p> <p>○減免については、その適用の根拠等について点検するとともに、他制度が補完するもの(例:生活保護費の算定基礎に入っている経費)については厳格に除外する。</p>	22年度中に検討	(使用料・手数料の見直し)			財務部 財政課
				<p>○使用料・手数料の点検 ・22年度に点検・検討に着手し、23年度見直し</p> <p><b>【点検内容・料金改定等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての施設等について、使用料のフルコスト計算を実施</li> <li>・受益者が特定されるあらゆる事務について、手数料の徴収を検討(23年度)</li> <li>・23年9月議会で手数料79件(改定72、新設7) → 24年4月1日施行 増収効果見込50百万円(改定48百万円、設定2百万円)</li> <li>・24年2月議会 ファインプラザの使用料の改定等→ 25年4月1日施行(24年度)</li> <li>・24年9月議会で高等職業技術専門校の使用料(普通課程授業料)、手数料(入校選考料等)について、H25入校生からの徴収に向けて条例改定 → (入校選考料等)24年12月1日施行 (普通課程授業料)25年4月1日施行</li> <li>・使用料のうち利用料金制を導入している施設は、指定管理者との調整が整い次第、見直しを実施</li> </ul> <p><b>【効果額】※使用料・手数料の増収効果</b></p> <p>23年度効果額 10百万円 24年度効果額 67百万円 25年度見込額 99百万円</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">実施済</p>			
				(行政財産使用料・普通財産貸付料の見直し)			財務部 財産活用課
				<p>○行政財産使用料・普通財産貸付料については、減免措置の厳格化を図るため、減免基準を見直した(22年度実施)</p> <p>○行政財産使用料・普通財産貸付料の料率については、 ・使用料率は最低水準であるが、台帳価格×料率で算定される使用料は全国中位であり、貸付料率の積算根拠である民法、商法の法定利率は変更なく、さらに、経済情勢を勘案した結果、料率は現行どおりとした ・今後も、他府県の状況や法定利率、経済情勢を勘案し、随時点検する</p> <p><b>【効果額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産使用料・普通財産貸付料の増収効果</li> <li>23年度効果額 86百万円</li> <li>24年度効果額 88百万円</li> <li>25年度見込額 79百万円</li> </ul> <p>※財産活用による新規の使用許可、貸付分は含まない</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">実施済</p>			

番号	項目	取組内容	取組の実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局・室課
				検討	方針決定等	実施	
7	その他の歳入確保	○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【納付金制度の導入】	23年度	(青少年海洋センター納付金制度の導入)			政策企画部 青少年・地域 安全室 青少年課
				(23年度～24年度) ・23年度より指定管理者からの青少年海洋センター納付金制度を導入 (年間収益金額の10分の7)			
				【効果額】 23年度効果額 納付金額 7百万円 24年度効果額 納付金額 7百万円 25年度見込額 納付金額 7百万円			
				<b>実施済</b>			
		○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【納付金制度の導入、基金の活用】	23年度	(国際会議場納付金制度の導入、基金積立)			府民文化部 都市魅力創 造局 都市魅力・観 光課
				(24年度) ・23年度より指定管理者からの国際会議場納付金制度を導入、24年度から 納付金を国際会議場基金に積立て、施設の計画保全に活用する			
				【効果額】 24年度効果額 納付金202百万円 (うち国際会議場基金積立額202百万円) 25年度見込額 納付金212百万円 (うち国際会議場基金積立額212百万円)			
				<b>実施済</b>			
				(国際会議場基金の活用)			
				・大阪国際会議場納付金を基金に積立て、施設の計画保全に活用する			
				【効果額】 24年度効果額 基金積立 202百万円、計画保全活用額 68百万円 25年度見込額 基金積立 212百万円、計画保全活用額112百万円 ※計画保全活用額を効果額として計上			
				<b>実施済</b>			
		○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【その他の取組みによる歳入確保】	22年度	(その他の取組みによる歳入確保)			府民文化部 都市魅力創 造局国際課
				・(財)自治体国際化協会海外事務所開設準備等積立金の返還			
				【効果額】 23年度効果額 返還金 176百万円 24年度効果額 返還金 175百万円 25年度見込額 返還金 102百万円 ※参考:22年度返還金額142百万円			
				<b>実施済</b>			

番号	項目	取組内容	取組みの 実施時期	取組状況及び今後の予定			担当部局 ・室課
				検 討	方針決定等	実 施	
7	※つづき その他の歳入確保	○各部局等の独自の取組みによる歳入の確保 【体育会館ネーミングライツの実施】	24年度	(体育会館ネーミングライツの実施)			教育委員会 事務局 教育振興室 保健体育課
				(24年度) ・ネーミングライツを実施(24年度から3年間、納付金26,250千円/年間、 愛称: BODYMAKERコロシラム)			
【効果額】				24年度効果額 納付金額	26百万円	実施済	
				25年度見込額 納付金額	26百万円		